

地方で活躍する中小企業・小規模事業者を支援し、地方創生を実現するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた4つの基本目標に沿った事業を行う事業者に対し日本政策金融公庫が低利融資を実施。

制度の概要

対象者: 以下のいずれかの要件を満たす者

- (1) 地方で、新たに1名以上(従業員21名以上の企業の場合は3名以上)の若者(35歳未満)を雇用する者
- (2) 本社を東京23区から地方に移転する者、又は店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する者
- (3) 子育てサポート企業(くるみんマーク)の認定を取得している者
- (4) 「地方版総合戦略」に基づき、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者

対象資金: 各貸付制度に規定する資金使途

貸付限度額: 各貸付制度に規定する貸付限度額

貸付期間(据置期間): 各貸付制度に規定する貸付期間(据置期間)

貸付金利: 各貸付制度に規定する貸付利率から0.1%を控除した利率とする。

※参考 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における4つの基本目標

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「待機児童ゼロ」「介護離職ゼロ」実現のため、保育・介護サービスを行う中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を実施。

制度の概要

対象者：ソーシャルビジネスを営む者

対象資金：設備資金及び運転資金

貸付限度額：（国民生活事業）**別枠**7,200万円（運転資金4,800万円）

貸付期間（据置期間）：設備資金20年以内（3年以内）、運転資金7年以内（1年以内）

貸付金利：基準利率（※）

ただし、以下の条件に該当する場合は利率の引下げを行う。

①認定NPO法人（仮認定NPO法人を含む。）：基準利率－0.4%

②社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする又は営んでいる者：基準利率－0.4%

※従来は、地方公共団体の補助金等を受ける者又は公庫による経営上の助言を受ける者に限り上記金利を適用

③保育・介護サービス事業等を新たに営もうとする者又は営んでいる者：基準利率－0.9%

※従来は、創業後7年以内の者、保育・介護施設の定員を増加する者に限り上記金利を適用

TPPへの対応等、新たに1万社の海外展開を実現するため、新たに海外展開を図る中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が低利融資を実施。

制度の概要

対象者：経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、かつ、一定の要件を満たす者

対象資金：設備資金及び（長期）運転資金

貸付限度額：（中小企業事業）7億2,000万円（長期運転資金2億5,000万円）
（国民生活事業）7,200万円（運転資金4,800万円）

貸付期間（据置期間）：設備資金15年以内（3年以内）
運転資金 7年以内（2年以内）

貸付金利：基準利率（※）

ただし、以下の条件に該当する場合は利率の引下げを行う。

- ①海外直接投資（追加投資を含む。）を行うものであって、クールジャパンの推進に資する事業を行う者：基準利率－0.9%
- ②海外直接投資（追加投資を含む。）を行うものであって、一定の要件を満たす者：基準利率－0.65%
- ③海外展開事業（海外直接投資（追加投資を含む。）を除く。）を行うものであって、クールジャパンの推進に資する事業を行う者：基準利率－0.4%
- ④海外販売強化又は海外生産委託を新たに行う者（海外展開後5年以内の者を含む。）：基準利率－0.4%

（注）中小企業事業において利率引下げが適用される貸付は最大4億円まで。

増加する訪日外国人旅行者の需要を取り込むための取組を推進するために、日本政策金融公庫が低利融資を実施。

制度の概要

対象者：卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等

対象資金：設備資金及び（長期）運転資金

貸付限度額：（中小企業事業）7億2,000万円（長期運転資金2億5,000万円）
（国民生活事業）7,200万円（運転資金4,800万円）

貸付期間（据置期間）：設備資金20年以内（2年以内）
運転資金 7年以内（1年以内）

貸付金利：基準利率（※）

ただし、以下の条件に該当する場合は利率の引下げを行う。

- ①特利対象設備を取得する場合：基準利率－0.4%
- ②地域商店街活性化法第5条第3項に基づく認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合：基準利率－0.65%
- ③消費税免税店の許可又は免税手続事業者の承認を受けた者又は受けようとする者が訪日外国人旅行者対応に係る事業を行う場合：基準利率－0.65%

（注）中小企業事業において利率引下げが適用される貸付は最大2億7,000万円まで。

年間約7万社にのぼる後継者不在による廃業に歯止めをかけ、次世代への円滑な技術・ノウハウの承継を後押しするため、親族内に後継者が見当たらない小規模事業者の事業を承継するための資金に対する利率を深掘り。

制度の概要

対象者：事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、地域経済の産業活動維持・発展に資する事業や企業を承継するものであって、一定の雇用効果が認められる者

対象資金：設備資金及び（長期）運転資金

貸付限度額：（中小企業事業）7億2,000万円
（国民生活事業）7,200万円（運転資金4,800万円）

貸付期間（据置期間）：設備資金20年以内（3年以内）
運転資金 7年以内（2年以内）

貸付金利：基準利率（※）
ただし、以下の条件に該当する場合は利率の引下げを行う。

安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者であって、次のいずれかに該当する者：基準利率－0.4%
（後継者不在、分散資産取得、個人事業主、持ち株会社）

※後継者不在の小規模事業者から事業を承継する場合：基準利率－0.65%

・経営承継円滑化法に基づく認定を受けた代表者：基準利率－0.4%

・最近における付加価値額が増加しているものであって、今後も計画により、付加価値向上と雇用の増加が見込まれる者：基準利率－0.4%

（注）中小企業事業において利率引下げが適用される貸付は最大4億円まで。